

News Letter

2024.8.17

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp>

敗戦 79 年の夏 日本の侵略と科学者の戦争犯罪の歴史を考えるために



731 部隊元少年隊員・清水英男氏の証言

2024 年 8 月 13 日 侵華日軍第七三一部隊罪証陳列館にて

◀罪証陳列館で取材陣に囲まれる清水英男さん（中央の白いシャツ）、左が金成民館長、右が原文夫団長

関東軍防疫給水部（731部隊）の元少年隊員、清水英男さん（94歳）が戦後初めてハルビン市郊外の部隊跡地を訪問しました。

1945年3月、14歳の清水さんは「見習い技術員」としてハルビンに送られ入隊し、勤務内容は知らされないまま、実験用のネズミから検体の採取などを行っていました。

時事通信によると清水さんは13日に731部隊跡地に行き、慰靈碑に手を合わせました。「私たち少年隊員は自由が利かないで、命令に従ってやったのがほとんど。謝るという気持ちで祈りました」と語られました。そして14日、ハルビン市内で「標本室を見ているので、犠牲者の冥福を祈るために来た。現地の隊にいた人でないと気持ちちは分からぬと思う。」「犠牲になった方々は本当に気の毒。小さい子供まで標本になっている。ひ孫を見ると思い出してどうしようもない。」と語られました。

軍に命じられ沈黙を守ってきた清水さんは、2015年に飯田市平和祈念館の展示を見て初めて自らの経緯を明かし、2016年から講演を行っています。今回の訪問の経緯は西山勝夫氏の文章をお読みください。そこに記されている原文夫氏が団長となり、「飯田市平和祈念館を考える会」の方も同行され、13日に侵華日軍第七三一部隊罪証陳列館で記者会見を行いました。西山先生からそのときの証言と15日帰国時の記者会見での談話が送られてきましたので紹介します。軍学共同に反対する私たちの原点の一つである731部隊の負の歴史を伝えていかねばと思います。

清水英男さんの侵華日軍第七三一部隊罪証陳列館訪問に至る経緯

西山勝夫

2017年に西山勝夫（当時、15年戦争と日本の医学医療研究会、略称戦医研の事務局長および軍学京藤反対連絡会共同代表）と原文夫（元大阪府保険医協会事務局長、戦医研事務局次長）が長野県飯田市で清水英男さんをインタビューしてその内容を戦医研の会誌に発表しました。これを契機に、今日まで清水さんと連絡を続けてきました。

2022年5月に新装オープンした飯田市平和祈念館が、当初予定されていた清水さんの「731部隊での体験報告パネル」を含む731部隊関係の証言等の展示を突然見送ったことが大きな問題となり、大阪府保険医協会（反核・平和委員会）も市民有志による「飯田市平和祈念館を考える会」を支援し、またオンラインによる清水さんの講演会なども取り組んできました。

こうした中で、清水さんが「まだ体が元気な間に、出来れば平房の731部隊跡を訪ねてみたい」と強く希望されていることが西山に5月初めに伝えられ、原との相談が始まりました。原は、ちょうどこの8月に大阪府保険医協会が、中国黒竜江省社会科学院や731部隊罪証陳列館を訪ねる旅が計画されているので、よろしければ清水さんがこれに加わっていただくという案を同協会に示したところ、快諾していただくところとなりました。

これを清水さんに伝え、清水さんは「ぜひお任せしたい」ということになりました。同時に「飯田市平和祈念館を考える会」も派遣のための募金の取り組みを始めました。

罪証陳列館（金成民館長）には西山から連絡し、同館からは5月末に清水さんへの「招待状」が届きました。その結果、今回の訪問が実現しました。

731部隊 少年隊員の体験

清水英男

皆さま こんにちは。私は日本から来ました清水英男と申します。現在94歳です。今回ご招待をいたいた「侵華日軍第731部隊罪証陳列館」を始め、中国を79年ぶりに訪れるに当たり労をおとりいたいたすべての方に心よりお礼と感謝を申しあげます。

私は1945年（昭和20年）、現在の中学校3年の時、4月から8月の終戦まで、わずか5ヶ月ばかりの事ですが、731部隊に見習技術員として入隊いたしました。今思えば、私自身がこのような犯罪に手を貸してしまったことに、本当に後悔と謝罪の気持ちを抑えることができません。心よりお詫びいたします。

1. 731部隊(少年隊員)への入隊

私が731部隊に入隊することになったのは、学校の先生の推薦で、勤務場所はハルビンと言うことでしたが、何をするのかも知らずに、第四期生の見習技術員として採用されました。

1945（昭和20）年3月、国民学校高等科を卒業後、すぐにハルビンへ向かいました。入隊は14歳。同期の者は34名でした。

2. 731部隊に入っての仕事

私は教育部の実習室に3名で配属されました。朝、63棟2階の実習室へ出勤すると、着衣を減菌し白衣に着替え、病原菌の基礎知識（細菌検査法、培養基製法、滅菌消毒法）の勉強を主にしていました。時には実験用のネズミ（ラット、マウス）の尻からプラチナの耳かきのような棒で検体を採取し、寒天を溶かして入れたシャーレの菌床に植え付けたり、ろ過器を通した水の検査も行いました。

3. 標本室の見学の状況

上官に連れられて標本室の見学に行く時に、上官から言わわれたことは「外科医になるには少なくとも三人の遺体が必要だ」と言うことでした。標本室には、人体の各部分の標本（瓶の中のホル

マリン漬）があり、それはマルタ（スパイ及び抗日運動で捕らえられた人）の人体実験を行った標本だと知られました。その夜には、寝てから夢を見てうなされ、汗もびっしょりかいていました。

4. 少年隊員を利用した人体実験

森村誠一さんの「悪魔の飽食」にも記載がありますが、少年隊員に病原菌を入れたまんじゅうを食べさせ、その効果について観察をしていたのではないかという可能性があります。帰国後、私が体験した事が人体実験だったのではないかと思い当たりました。私は、日々、先輩研究者から蒸しパンを頂く事がありました。その折一度だけ42度以上の高熱に見舞われ、一週間ほど、うなされた経験をしています。その間、特別な治療を受ける訳でもなく、ただ、ベッドに寝かされ、一日一回、体温と脈拍を測りに衛生兵が来るのみでした。1週間後やっと注射を打ってくれて熱が下がりました。その際に、今後、診療所に行った時には、注射を打った事を口外しないように口止めされました。

5. 画工の隊員が同室にいた事

加賀で友禅染の絵師をしていましたという隊員が同室にいました。なぜ、731部隊に画工が必要だったのか。当時、マルタの生体実験の様子や状況を正確に記録しておく方法として画工による描画が使われていたようです。カラー写真などない時代ですから、実験時の色や様子を生々しく記録する為には都合が良かったようです。

6. 昭和20年8月9日朝、ソ連参戦ハルビン空襲

午前中までは平穏でしたが、午後になり急変、夜になりソ連軍の空襲（照明弾）がありました。防空壕に隠れていましたが、その日はなかなか寝つかれませんでした。8月11日朝、先輩研究者が「まだ煙が出ているな」と話していたのは特設監獄にいたマルタの人たちを焼く煙だったのではないかと思います。8月12日には、命令で特設監獄の中に入り、焼いた人の骨拾いをしました。終わった時点で、特設監獄に爆破用の爆薬を運搬しました。その後、退避命令が出たため、ボイラー室の蔭まで退避しました。爆破した破片が、建物を飛び越えて飛んできました。

7. 1945年（昭和20年）8月13日 部隊撤退

8月13日は、貨車へ荷物の積み込みを行い、8月14日の朝には移動を知られ、実習室に呼び出されました。部署に行くと、自決用の拳銃と青酸化合物を渡され、万が一、捕まった場合には

日本学術会議光石会長 法人化へ強い懸念を表明

7月29日第12回 日本学術会議のあり方に関する有識者懇談会

7月24日発行の本ニュースレター89号で、「学術会議の異議を無視して進む議論」について報告した。

<http://no-military-research.jp/wp1/wp-content/uploads/2024/07/NL89.pdf>

6月7日の第11回有識者懇談会で、学術会議は「より良い役割発揮のための制度的条件」を提起し、光石会長も、検討されている内閣府案では「独立性・自律性も全く尊重されていない」と指摘したにもかかわらず、岸座長は「学術会議側には若干異論があると理解しました」としか言及しなかった。そしてその後開催された二つのワーキング・グループ（以下WG）でも、その問題が真摯に取り上げられずに7月29日に第12回懇談会が開催された。

もしも内閣府が秋の臨時国会で法制化を行おうとするのであれば、この懇談会でその原案が決まる可能性もあった。そこで学術会議はかなり強い懸念を表明した文書を作成し、光石会長自ら懇談会で読み上げた。その全文を次に記す。これは第12回有識者懇談会資料として公表されており、下記から資料と議事要旨をダウンロードできる。

<https://www.cao.go.jp/scjariikata/kondankai.html>

「法人化をめぐる議論に対する 日本学術会議の懸念」 日本学術会議会長 光石 衛

日本学術会議幹事会は、6月7日に開催された第11回有識者懇談会に「より良い役割発揮のための制度的条件」と題する文書を提出し、法人化をめぐる論点について懸念する点を表明した。

しかし、その後、第5、6、7回組織制度WG、第4、5回会員選考等WGが開催されたものの、そこでの議論においては幹事会が指摘した懸念は、依然として払拭されていない。

とりわけ、次の5項目は、「近視眼的な利害に左右されない独立した自由な学術の営みを代表するアカデミーの活動」を阻害するもので、とうてい受け入れられない。

1. 大臣任命の監事の設置を法定すること
2. 大臣任命の評価委員会の設置を法定すること
3. 『中期目標・中期計画』を法定すること

（独立行政法人のようなものは認めがたい）

4. 次期以降の会員の選考に特別な方法を導入すること（コ・オブレーションの考え方の逸脱になる）
5. 選考助言委員会の設置を法定すること（すでにさまざまな意見を選考方針に反映した上で選考しているので不要）

「より良い役割発揮のための制度的条件」において指摘した懸念が払拭されるよう、以上の5項目を満たす案も俎上にのせたうえで、さらに議論を深めることを強く求める。

なお、第12回有識者懇談会において、もしも上記の点に関しての懸念が十分に払拭されない方向で取りまとめが行われる場合には、日本学術会議として重大な決意をせざるを得ない。

以上

内閣府主導で作られた中間報告を

振り返るどころか、学術会議を威圧

それに対し、永田委員（筑波大学学長）は光石会長が会議でこの文書を提起する前に、討論の冒頭でこう発言した。

「僕が気に入らないのは、光石さんの懸念の文章です。5つがどうして到底受け入れられない内容なのかが僕には分からない。当然のことだと思うし、何の問題もなくて、到底受け入れられないというはどうしてか、全く僕には理解できません。結びに『重大な決意をせざるを得ない』と、こんな文章を書かれて有識者会議をやるということ自体に、学術会議は何を考えているのかと僕は思います。話合いの場を持って話している最中に、これが取りまとめられないのだったら重大な決意をするのだと。おかしいでしょう。それだったら初めからこの会に出てきてはいけない。僕はこれをもらった瞬間に態度が硬くなりました。そういう立場で議論をするというのは心外です。」（議事要旨 p.12）

相手の説明を聞く前から、先制的に威圧する発言である。そもそも5点の問題は有識者懇談会が中間報告を出した12月の時点での学術会議が問うている。その中には有識者懇談会で議論さえされなかつたことも含まれている。例えば項目4の新学術会議会員選考のことは第9回有識者懇談会で初めて内閣府が報告案に忍び込ませ、そのことを指摘されても

全く議論もなされないまま次の10回会議で中間報告に組み込まれた。

そのことについて、筆者は本ニュースレター84号p.6にこう記した。「設置形態が変わるとしても科学者の代表は科学者自身が主体的に選ぶものであり、政府や産業界が口を出すものではない。しかし内閣府は、学術会議の『偏り』を一掃するために、任命権者もメンバー構成も定かではない特別の選考委員会を設けることを最後の段階でこっそり書き加えた。「中間報告」採択にあたり大栗委員は「最初の会員の初期条件をどう設定すべきかこの懇談会では十分に議論をする時間がなかったので、別な委員会をつくって検討されるのがよい」と述べているが、議論してもいいことを内閣府が書き込んだことに抗議せずそのまま認め、内閣府方針に白紙委任を与えた懇談会の責任は重大である。」

それだけではない。項目の1、2の「大臣任命」についても有識者懇談会で議論し合意されたものではない。監事について中間報告では「第三者の目によって活動・運営の適切性を確認し活動・運営の質の向上につなげていくべきことは当然であり、運営や財産の状況等を監査する監事を置くことは必須である」と書かれているだけである。しかし翌日の大臣決定では「監事を置く。監事は主務大臣が任命し、業務、財務及び幹事会構成員の業務執行の状況を監査する。」とされ、大臣任命が書き込まれた。

また評価委員会についても、中間報告では「あらかじめ定めた基準に基づき、第三者が評価・検証することは、活動・運営の透明性の向上とクオリティの確保、国民の理解と信頼などの観点から不可欠である」とされているだけだが、大臣決定では「主務大臣が任命する外部の有識者で構成される日本学術会議評価委員会（仮称）」とされている。

なぜこのことを有識者懇談会は抗議しなかったのか。監査は必要であるが、第三者＝大臣ではない。政府からも学術会議からも独立した第三者を選ぶべきであろう。

7月29日の懇談会で笹川室長はこう語った。「学術会議は法律に基づいて代表する地位とか特権を負託されていて、その経費は全面的に国費で賄われています。ミッションに沿って業務が行われているか、国民との約束が果たされているかは、ミッションを負託してお金を出した国民として把握する必要があって、制度上、国民一人一人に代わってその役割を果たすのが**国民を代表する立場で、政府が任命する監事**とか評価委員である。したがって、特別

の法律で設立して代表権、勧告権などを認められているという組織形態とか、国から必要な財政支援が行われることを前提とすれば、監事、評価委員は国が任命する。」（議事要旨p.17）

政府が国民を代表するというまやかしを堂々と述べている。そして有識者懇談会のメンバーはそのことに疑問さえ持たないのだろうか。

しかも12月以来、学術会議は5点について繰り返し問うてきたが、永田委員は12月の懇談会で「どうでもいいとは言いませんが、今後話せばいいことです。国存置と法人化で本当に言いたいことが言えるのはどちらかという議論が一番重要なわけで、誰が見ても制限のないほうがいいと思うのです」と言い放った。

そして中間報告後、有識者懇談会は学術会議の質問に答える責任を放棄し、半年間開催されなかった。しかも4月に発足した二つのWGでは、中間報告を前提にした議論が進んできた。

6月に半年ぶりに開かれた有識者懇談会の場で、ようやく学術会議の意見を伝えることができたが、まともに議論もせず聞き流された。光石会長が「重大な決意」と語ったのは、このような状況があったからである。

永田委員はじめ各委員は、この間の有識者懇談会の議論が、例えば大臣が監事を任命することは学術会議の独立性を犯すものではないのか、などの本質的な問題点をスルーした皮相な議論だったことを反省すべきである。そして、戦後憲法23条の学問の自由を担保するものとして設立された日本学術会議を今、自分たちがこのような雑な議論で解体してしまうことへのためらいと怖れを感じ、議論の蒸し返しと非難するのではなく、議論しなかったことを謙虚に反省し、改めて一から議論すべきである。

学術の独立と自律を守るとは

懇談会の後半で、冒頭の文書「法人化をめぐる議論に対する日本学術会議の懸念」を光石会長が読み上げた、それをめぐる議論が若干なされた。会長はこう語った。

「わがままを言っているのではなくて、ナショナル・アカデミーとしての体をなすために必須であるということです。日本学術会議は政府の諮問委員会や独法ではありません。官の業務をやっているわけではない。負託しているのは国民であって政府ではない。政府が任命する監事であれば、当然ながら政府の言うことを聞くことになるかと思います。大臣

任命の監事あるいは評価委員会は受け入れられない」と発言している。（議事要旨 p.24）

この見解をめぐる議論の中で瀧澤委員（科学ジャーナリスト）はこう発言した。

「海外のアカデミーは国における特別な地位が法律上決められていない代わりに独立の運営がされている。日本の場合には、代表権とか勧告権を与える代わりに必要最低限の範囲で国からの目が入る。これが日本の法制度上、整合性がある。それはどうしても受け入れられないのであれば、いっそのこと、海外アカデミーと同じ大人の組織に一気になられるというのも一案。日本国内にも学術会議以外に活動しているアカデミーがあり、そこと法律上の差異がない扱いの中で、自力で頑張って資金を獲得し、国民からも認められることで活動を維持していただく。」

瀧澤委員は昨年8月の第一回会合で「会員の任命問題が避けて通れない出来事だったのではないか。双方の主張がかなり食い違っており、客観的に見て、この状況のまま、双方の不信感を抱えたまま表面上の議論を重ねても、うまくいかないのではないかと危惧している」と率直に語った方である。だが笹川室長は「任命問題は所管外」の一言で議論を封じた。

瀧澤委員がジャーナリストとして任命拒否問題を考えていけば、「必要最低限の範囲で国からの目が入る」ことを今の政府に許せば何が起こりうるのか想像しうるのではないか。そしてなぜ戦後憲法定とともに、独立した機関として、国費で運営される学術会議が政府内に設置されたのか、その意味を改めて問い合わせ、今、日本を軍事化しようとする政府が学術会議を改組することの危うさをジャーナリストとして考えてほしいと思う。

最後に岸座長が次のように締めくくった。「この会を始めるにあたり、私自身、4項目の問題点がありそれらを解決すればよいと考えておりました。本日、光石会長提案の5項目のうちの3番目を除くと、内容が名目上一致しており、同じ問題点を認識していると理解しました。それ故、今後、議論すべきところをもう少し絞って進み得ると期待しています。監事については財政を中心にやってもらえば良いということで折り合いがつかないでしょうか。大臣任命の評価委員会ですが、レビュー委員会に名前を変えて、学術会議の応援団が増えるほうに持っていくということで、柔軟に対応していただければというのが私の感想です。

海外調査の結果見えてきたのは、政府と学術会議がお互いを信用し、任せておく部分が必要だという実感でした。中国とロシアのアカデミーを訪問した私から見ると、彼らが一番大事にしているのは、政府からの独立の主張でした。特に会員を選ぶところには政府の手が入っていないと言う主張でした。ただし、政府と密着した意見交換の重要性は述べていました。コ・オブテーションにも議論がありますが、諸外国のアカデミーのように、任期をつけるのをやめるというやり方も一度議論に乗せるべきだと考えます。選考助言委員会は広く外部の意見を導入するに必要です。ただし学術会議側が事情に照らして設置すればよいともいえます。今後の議論を集約するための感想だと考えていただきたい。」

岸座長は学術会議元副会長である。学術会議と問題意識を共有し、独立こそ重要と考えるのであれば、それを損なう様々な制約について、もっと明確に意見表明すべきではないか。この間の議論が経団連の委員や内閣府笹川室長に仕切られてきた中で、座長としての決意が問われている。

次の政権がどうなろうとも、学問の自由と独立を侵すことは許さないという声を広げていくこそが今求められている。（文責 小寺隆幸）

日本弁護士連合会シンポジウム

「日本学術会議の危機を問う」

8月28日（水）17時半から

弁護士会館とオンラインのハイブリッドで開催

- 1 報告「日本学術会議問題についての日本弁護士連合会の取組」野呂圭 日弁連副会長
- 2 講演1 「科学史研究者から見た学術会議のこれから在り方」隠岐さや香 東京大学教授
- 3 講演2 「任命拒否から法人化論へ一何が問題か？」小森田秋夫 東京大学名誉教授
- 4 パネルディスカッション～学術会議の危機をどう打開するか

<パネリスト>隠岐さや香、小森田秋夫、岡田正則 早稲田大学教授、小澤隆一 東京慈恵会医科大学名誉教授、加藤陽子 東京大学教授、松宮孝明 立命館大学大学院法務研究科教授
*そのほか、芦名定道 関西学院大学教授、宇野重規 東京大学社会科学研究所教授によるビデオメッセージを予定。

申し込みフォームからの事前申し込み（8月23日まで）が必要。▶申込フォーム
<日弁連 学術会議 シンポジウム>で検索

シンポジウム 「日本学術会議の法人化は社会と学問をどう変えるのか」 報告

ニュースレター89号で紹介した表題のシンポジウムが7月27日（土）早稲田大学+オンラインで開催されました。Choose Life Projectが動画を配信していますので、ぜひご覧ください。

<https://www.youtube.com/watch?v=Be5kyC-ekHs>
資料も上記からダウンロードできます。

報告者は次の方々です。

梶田隆章（日本学術会議前会長、東京大学教授）

「日本学術会議の現在」

小森田秋夫（東京大学名誉教授）「法人化の何が問題か」

青井未帆（学習院大学教授）「軍拡と学術」（当日ご病気のため要旨代読）

加藤陽子ビデオメッセージ（東京大学教授）「歴史学の視点から」

米倉洋子（弁護士）「任命拒否情報公開請求訴訟の報告」

【共同主催団体】学問と表現の自由を守る会／大学の危機をのりこえ、明日を拓くフォーラム／学術会議の任命拒否理由の情報公開を求める弁護団／立憲デモクラシーの会／安全保障関連法に反対する学者の会／早稲田から広げる9条の会（早大教職員9条の会）【後援】早大憲法懇話会

学術会議の必要性を多くの方々に理解してもらうことが喫緊の課題である。ぜひこのシンポジウム視聴を広げていただきたい。以下、それぞれの発言から一コマだけ抜き出して紹介する。そこで関心や疑問をお持ちいただき、全体を見ていただければと思う。【（ ）内はYoutube開始からの時刻】

梶田隆章（0:51）

「内閣府担当者に日本の学術をより良くしようという根本的な考えが見えない。このまま進むと日本は時々の政権や政治的・社会的諸勢力からの独立性を保ちながら、科学に基づいて問題を発見し解決法を提示する、社会の未来像を提言する、国際的な連携活動を通じて科学の共通認識を形成するなどの機能を持ったナショナル・アカデミーがない国となってしまうのではないかと危惧します。理念なき法人化が『日本の学術の終わりの始まり』になることを強く懸念しています。」

小森田秋夫（1:19）

「なぜ政府は法人化を行うのか。1つは期待される学術会議への改造。科学技術イノベーション政策を推進する上で人文、社会科学が重要だと政府は認識しつつある。政府・産業界との問題意識と時間軸の共有に基づいて課題改革に役立つような

科学的議論を行ってくれる学術会議になってほしい。諮問機関的なものに変えようとしている。今の学術会議とは性格の違うものになる。もう1つが好ましくない学術会議のあり方を排除すること。2017年軍事的安全保障研究に関する声明のポイントは、軍事研究は秘密保持が伴うので、研究の公開性を本性とする学術の健全な発展との間には緊張関係があると指摘したこと。その後経済安全保障推進法ができ安保3文書が制定され、防衛体制強化のための動員が今行われようとしている。資金の出所を問わず秘密保持が求められるものが研究の現場に広がる中で、学術会議の声明の立場は妨げになると感じているに違いない。」

青井未帆（1:31）

「22年安保戦略の冒頭で国民の決意を求めている。資源・マンパワーとして自発的・主体的に参画することが求められ、軍拡と学術はその重要な領域。かつての日本で総力戦を戦うための高度国防国家づくりで用いられた様々な手法を想起する必要がある。国民と国家との間ににあるバッファーや倫理を破壊し（「(武器を)売れば売るほど単価が下がる」）、金銭や名誉、承認欲求を満たすことは様々な領域で起こっている。学術専門家集団を外から統制することは、国家安全保障への組み込みが必要と考えられた自立的団体への破壊と浸食。憲法23条の価値に直結し、ひいては憲法や私たちの社会がコミットしている自由の守り方に関わる。」

加藤陽子（1:48）

「私どもは行政訴訟に踏み切ったわけです。公文書の有無を国家に問い合わせていくこと、学術会議の組織体としての自律性を求めていくことは繋がっています。最高裁までの長い闘いになると思います。」

米倉洋子（2:05）

「情報公開請求と保有個人情報請求の結果、既に6月12日付で任命拒否された6名の氏名が、「任命者側」から「学術会議事務局」に伝達されていたことがわかった。6月12日は、まだ学術会議内部で選考の途中だった時期。それ以前に会員候補者リストが学術会議事務局からおそらく内閣官房に届けられていたことも明らかになった。これらは情報公開請求の成果。しかし、肝心の『任命拒否の理由のわかる文書』については政府のどこにも存在しないとして『不開示』決定がされており、その取消と国家賠償を求めて行政訴訟を提起した。ご支援をお願いしたい。」

佐藤学（司会 東京大学名誉教授）(2:13)

「6月12日日付の文書を見ると8名だったらしいことが分かる。6名の下に黒塗り2名分があるようです。もう1つ重要なことは、この日付は安倍政権下だということ。任命拒否問題は安倍政権下で準備され、おそらく私は法人化もここでセットになって準備されていたと思います。」

小森田秋夫 (2:45)

「学術会議は科学のあらゆる分野を結集して多角的に考えるべき問題が生じた時に、それに答えたために集まって議論し提言するという他にはない組織。普通の学会ではできないことをやっている。高レベル放射性廃棄物の処理問題も科学者だけでは決められない。人々の間でどう合意を作るかということは社会的問題なので、社会科学者も一緒にになってあの提言を作った。市民も一緒に議論しないと科学者だけでは答えの出すことのできない問題がある。学術会議は以前から科学だけでは決められない問題があり、市民と一緒に考えていかなければいけない問題があるということを強調している。そういうことについて問題提起する場がなくなる。そういう観点から政府の政策について意見を述べる場所がなくなる。政府が科学をどのように参照しているかいかにについてチェックする機関がなくなる。つまり市民が政府の政策を判断する手がかりがなくなる。政府と科学との関係は全くコントロールできない方向になることが、学術会議が変質した場合の一番大きな問題。」

梶田隆章 (2:51)

「自由がなくなってしまった学者の集団が世界の中で他の国のアカデミーと対話ができるしていくのだろうか。学問的な孤立が今後進んでいくという気もいたします。日本社会が学術の面でも非常に弱くなっていくことが加速することが危惧される。」

三成美保（司会 学術会議元副会長）(2:56)

「この独立性、テーマを自分たちで決め、政府批判も厭わず課題を発信するというこれが学術会議の存在意義ですが、これが損なわれると結局市民社会のニーズを語る学者集団が、公的な性格を持つ学者集団が消えてしまいます。それは日本の将来を著しく損ねるだけではなく国際的な信頼も損なうので、今回の学術会議の法人化はまさしく終わりの始まりになってしまふかもしれません」

佐藤学 (2:57)

「向こう側の基盤も脆弱。まず立法事実がない。また昨年国会に出した法案が引っ込んだのは、強行すると学術会議は総辞職しかねず政権に大ダメージを与えるという政治的判断。今度の案は自民党PT案と何も変わってない。自民党PT案を推進した安倍派は弱体化している。現在の法人化は内閣府特命大臣決定だが、学術会議担当大臣ではなく、実際は何も決まってない。ただし岸田内閣は何もありになってコントロールを失っており、このドサクサ紛れに法案を通そうというのが推進派の思惑。今必要なのは1つでも多くの声をあげること、学術会議への関心を高めること、学術会議が日本に必要だということを多くの方々に理解してもらうことだ。」

任命拒否を巡る情報開示に関わる口頭弁論▶

次回 9月17日 16時 東京地裁 103法廷

情報公開請求をした法律家166名と、個人情報開示請求をした任命拒否当事者6人が、国を相手取り、「不開示」決定の取消と国家賠償を求めて行政訴訟を提起した。

第1回口頭弁論は5月29日、第2回は7月16日に行われた。

次回は9月17日。約100名が入れる大法廷で行われるので、ご都合のつく方はぜひ傍聴に。





軍事と政治による偽りの科学と科学者の闘い

—『原爆「黒い雨」訴訟』が問うこと—

田村和之・竹森雅泰編/本の泉社/2024

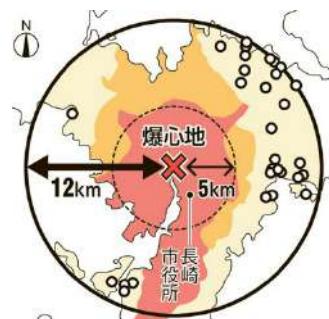
小寺隆幸（明治学院大学国際平和研究所研究員）

《長崎の「被爆体験者」の思い》

8月9日、長崎の「被爆体験者」の方々が岸田首相と会い、被爆者認定を求める要望書を手渡した。岩永千代子さんは「私たちは被爆者ではないのでしょうか。被爆体験者も内部被ばくによる疾患にさいなまれている。広島で『黒い雨』を浴びた人たちと同じような状況の私たちを被爆者と認めないのは法の下の平等に反する」と訴えた。岸田首相は、「広島との公平性について指摘があった」と述べ、武見厚生労働大臣に合理的に解決できるよう指示した。政府・厚生労働省の誤った姿勢を転換する一歩と期待されたが、その5日後、首相は辞任を表明した。

《「被爆体験者」とは》

1957年、国は原爆医療法で長崎市・広島市とその周辺を「被爆地域」とし、約20万人を「被爆者」と認定した。当時、米軍が流布した「科学的知見」では、原爆の放射線が身体に影響を及ぼすのは爆心地から5km以内とされた。だが半径5kmで区切ると長崎市は分断されるので、旧市域全域と周辺の一部を被爆地域に指定した(ピンク部分)。その結果南側は12kmまで広がった。その後国は県の要望に応え、1974年にオレンジ部分を「第1種健康診断特例区域」に指定、ガンなど特定の病気にかかると被爆者として認定することにした。



その後も県は12km圏内すべてを被爆地域と認めるよう求めたが、1980年「原爆被爆者対策基本問題懇談会」は、「いたずらに地域の拡大を続ける」のではなく「科学的・合理的な根拠」が必要とした。

そこで県は12km圏内の調査を行い、様々な病気、心的ストレスの存在を明らかにした。2002年、国は12km範囲の未指定地域（黄色部分）を「第2種

健康診断特例区域」とし、ここで原爆に遭った人は年1回の健康診断を無料で受けられ、被爆体験による心的外傷後ストレス障害などが認められれば、その医療費が支給されるようになった。ここで被爆した方々を「被爆体験者」と呼び、2024年3月時点で約6300人とされている。

しかしこの差別的扱いに対し、「被爆体験者」は2007年（第2陣2011年）に被爆者として認定するよう提訴したが、最高裁で2017年（第2陣は2019年）に敗訴が確定した。

《広島の「黒い雨」判決に励まして》

その後、広島の援護区域外で原爆に遭った住民による「黒い雨」訴訟で、原告全員を被爆者と認めた広島高裁判決が2021年に出され、当時の菅首相が上告を断念して確定し、原告は全員被爆者と認定された。

そこで長崎の被爆体験者44人が改めて長崎県・市に被爆者手帳の交付を求めて再提訴した。その長崎地裁判決が9月9日に出される。もし長崎地裁が広島高裁の判断をもとに被爆者と認めた場合、せめて岸田首相は上告しないと決断すべきである。

被爆者が高齢化する中で、この問題は今こそ解決しなければならない。しかもこの「黒い雨」問題を通して科学者のあり方も問われている。そこで、昨年6月に出版された「原爆『黒い雨』訴訟」をもとに、この問題を科学と人間の視点で考えてみたい。
(以下ページ数は本書の該当ページを示す)

《放射線被害の過小評価》

原爆開発は、科学者が、世界を破滅させることさえできる究極的な兵器の創造に加担したことがあり、軍産学共同は今も「核兵器近代化」のために続けられている。それは放射能による被害の過小評価と一体で進められてきた。

原爆投下後、軍は世界からの批判を避けるために放射能による被害を隠蔽した。オッペンハイマーは「爆発高度は通常爆発と同じ被害しか出ないように念入りに計算されている」と語った(p.184)。地上

600m で爆発させれば放射性微粒子は風で流され、爆心地付近には放射能は存在しないというのである。それは広島・長崎では初期放射線の影響のみで残留放射能や「黒い雨」による内部被曝を無視する考えを正当化するとともに、ネバタでの核実験を続けるための論理だった。

しかも初期放射線が届くのは爆心から 2 km以内とされ、2 km以遠では放射線による健康影響はありえないとされた。実際には米軍調査団は爆心地から 52 km離れた地点でも通常の 2 倍の放射線量を測定していたが、それは極秘にされ、ファーレル准将は「爆心地周辺には人体に影響を及ぼす放射能は存在していない」と 9 月 6 日に発表した。

その後広島の ABCC が始め、今も放影研が続けている「寿命調査」は、放射線の影響を考える上で最も重要な調査だが、**2.5 km以遠の被爆者を「非被爆者」として比較対象群とする**という根本的な誤りを犯している。その結果、放射線被害の深刻な過小評価をもたらし、福島での低線量被曝の危険性の過小評価にもつながっている (p.30)。

《法律を人間の視点で捉え、 内部被曝を直視した判決》

1957 年に制定された原爆医療法の不十分性に対し被爆者が闘う中で、1968 年に原爆特別措置法が制定され、さらに二つを合わせて 1994 年に被爆者援護法が制定された。その第 1 条は被爆者を次の 4 類型で定義している (P.61)。

1 号 直接被爆者：広島市及び長崎市又は政令で定める隣接区域にあったもの

2 号 入市被爆者：2 週間以内に爆心地から 2 km以内に入市した者

3 号 3 号被爆者：身体に放射能の影響を受けるような事情の下にあった者

4 号 胎内被爆者：これらの者の胎児であった者

被爆者は戦後長い間 GHQ によるプレスコードにより原爆の知識や医療情報も得られず沈黙を強いられてきた。1954 年の第五福竜丸被爆を機に全国で原水爆禁止署名運動が広がる中で被爆者も声をあげ、被団協を結成した。そういう中で制定された原爆医療法に 3 号被爆者規定が含まれたのは、直接被爆者や入市被爆者ではないが、放射線の影響を受けた可能性がある者について、被爆者として認定し、健康診断を行い、健康に対する不安を和らげるためだった (p.69)。

2014 年、広島で黒い雨を受けた 64 名が、内部被曝し放射線の影響を受けたことを否定できない

以上 3 号被爆者として認めるべきだとして、被爆者としての認定を求めて提訴した。

地裁、高裁で被告（広島県と市、実質的には国）は、「原爆の放射能による健康被害を晚発的に招来すると考えられる有意な放射線曝露をしたことを科学的経験則に基づき高度の蓋然性をもって立証する必要がある」と主張した。それに対して高裁は、3 号被爆者の意義は「『原爆の放射能により健康被害が生じる可能性がある事情の下に置かれていた者』と解するのが相当であり、『可能性がある』という趣旨をより明確に換言すれば『原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができない事情の下に置かれていた者』と解される」とし、科学的証明の要求を退けた (p.105)。

そして「『原爆投下後の黒い雨に遭った』という曝露態様は、黒い雨に放射性降下物が含まれていた可能性があったことから、たとえ黒い雨に打たれていなくても、空気中に滞留する放射性微粒子を吸引したり、地上に到達した放射性微粒子が混入した井戸水を飲んだり、付着した野菜を摂取したりして、放射性微粒子を体内に取り込むことで**内部被曝による健康被害を受ける可能性があったこと**、則ち『原爆の放射能により健康被害が生ずることを否定することができないものであったこと』が認められる。黒い雨に遭ったものは 3 号被爆者に該当する」と判示した (p.109)。

《科学的知見をどのように用いるべきか》

「黒い雨」訴訟弁護団事務局長の竹森雅泰は高裁判決の意義の一つとしてこう提起する。

「国、行政は、広島・長崎の原爆被害のみならず、福島第一原発事故などの原発災害や、広くは水俣病などの有害物質による公害被害など、科学的知見の妥当性や射程が問題となる事例において、科学的知見を、被害を矮小化し救済範囲を狭める方向で用いる傾向にあったといえる。しかし、広島高裁判決は、科学的知見を以下のように用いるべきと指摘する」とし、高裁判決を引用する。

「科学的知見を踏まえることが重要であることは当裁判所はもとより否定するものではないが、被爆者援護法 1 条 3 号の『身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者』に該当するか否かの判断にあたっては、**原爆の放射能により健康被害が生じることを否定することができるか否か**という観点から、科学的知見を用いるべきであり、例えば、それまで原爆の放射能により健康被害が生じることを否定する

ことができると考えられていたけれども、最新の科学的知見により、その結論に疑義が生じたというのであれば、被爆者援護法1条3号の『身体に原子爆弾の放射能の影響を受けるような事情の下にあった者』に該当するという結論を導く方向で用いるべきである。』(p.123)

「これは最新の科学的知見により健康被害の可能性が生じたならば、被爆者認定をして、健康診断・指導と行った健康管理の対象として、不安を一掃する措置を講じるべきだ」ということを意味する。「これこそが広島・長崎の原爆被害のみならず、原発被害も経験することになった我が国で、取り入れられるべき視座であり、さらに広く**有害物質による公害被害のあるべき被害者救済を検討する際にも取り入れられるべき視座である**」と竹森は指摘し、歴史的な判決と評価する(p.124)。

《黒い雨雨域を究明した増田博士の努力》

裁判の次の争点はどの範囲で黒い雨が降ったかであった。高裁判決は「宇田雨域、増田雨域、大瀧雨域のいずれもが含まれる」とし、被告の「増田雨域の正確性に疑義がある」との主張を退けた。

神戸海洋気象台長の宇田が文部省の指示で1945年9月から半年かけて調査し作成したのが宇田雨域である。高裁は信用性が高いとしたうえで、限られた人数・時間で行った調査で、「実際の雨域はより広範だったと推認する」とした(p.113)。

増田雨域は1987年に作成された。きっかけは1985年に広島県「黒い雨の会」村上事務局長から「激しい積乱雲からきれいな卵形の雨が降ると思いますか」と質問されたことだった。元気象庁気象研究所研究室長の増田善信は頭を殴られたようなショックを受けたと述懐している。「激しい積乱雲から降る雨は、非常に不規則な形で降るのは気象学の常識だからである。」増田は宇田を尊敬していたが村上に再調査すると約束した(p.152)。

増田は「宇田雨域が卵形になったのはデータの数が少ないからである。宇田雨域を利用する時はこのことを考慮すべきなのに、行政は部落ごとに機械的にあてはめたため、小川一つで『健康診断特例区域』に指定される集落と外される集落ができた」(p.158)と記している。

そこで増田は2年間かけて独自で調査を始める。膨大な数の被爆者の手記を読み、雨の状況を調べ、さらに宇田の原資料を探しだし、それらをもとに、1987年5月、日本気象学会で「広島原爆後の黒い雨はどこまで降ったか」を発表した。すると「まだ

私の住んでいたところは入っていない」という電話が殺到した。そこで1987年に現地調査を行うと200名以上の方が来て証言した。こうして作成されたのが増田雨域である。その後、仁科調査団が広島で1945年8月9日に採取した砂に残っている放射能と雨域との関係を静間清廣島大名誉教授が調べ、宇田雨域より増田雨域が実際に近いと推定した。



【増田雨域 オレンジが大雨、緑が小雨、中の楕円形の点線が宇田雨域 ●大雨、○中雨、◎小雨 ◎降らなかった地点】 (P.164)

《専門家の欺瞞》

そこでこの増田雨域をもとに被爆地を拡大するよう被爆者は1987年に中曾根首相に要請、政府は「黒い雨に関する専門家会議」を組織し、吉川気象研究所室長は数値シミュレーションにより宇田雨域にしか雨は降っていないと結論付けた。

だが増田は計算の境界条件や初期条件、高さの仮定、どの方程式を用いたかなど全て調べた。その結果、原爆の非常に強い上昇気流を扱う場合は非静力の方程式を使わなければいけないので、上昇気流が6m/s位までしかシミュレートできない海陸風の方程式を使ったこと、爆心の位置が一格子北西の方向にずれていること、原爆の高さを8kmに抑えるために写真を改竄したこと、宇田雨域とずれる結果が示されたシミュレーションに風向補正を加え宇田雨

域に合うようにしていたことなどを突き止めた。増田は検討会委員長に質問状を出したが、回答は得られなかった（P.175）。

増田はこう記している。「数値シミュレーションは計算機上の模擬実験であるから、プログラムそのものを公開し、誰でも検証できるようにしなければならない。**数値シミュレーションの研究者には高い倫理性が要求される。**吉川・丸山両氏は科学者の倫理性が問われる操作を行っていた。」

前述したように、1980年12月の基本懇報告書で、被爆地域の指定は科学的・合理的な根拠がある場合に限定して行うべきであるとした。そして偽りの科学が《科学》の名の下で被爆者の要請を退けるために使われたのである。

《法治国家原理を否定する政府の対応》

「黒い雨問題は、『科学的な線量推計』に基づいて被曝の実相を過小評価しようとする国の施策との闘いの歴史である。」（竹森雅泰 P.244）

今も内部被曝は軽視され続けている。近年、内部被曝や低線量被曝が様々な病気を引き起こすことが、世界各国の科学的研究で立証されているが『科学的・合理的な根拠』を欠くと決めつけ無視している。このような偽りの「科学」が広島・長崎・福島の人権侵害を継続させている。

その中でこの高裁判決は「被爆の全容を事実として認識するものであり、内部被曝を認め哲学的に於いてもこの枠組みを変更させるものであり、歴史的にも『被爆者』を事実〈科学〉と人道に於いて正当に判断した巨大な判例である」と矢ヶ崎克馬琉球大学名誉教授は評価する（P.186）。

だが政府は上告を断念し判決が確定したにもかかわらず、「内部被曝の健康影響を、科学的な線量推計によらず、広く認めるべきとした点については、これまでの被爆者援護制度の考え方と相容れないものであり、政府としては容認できるものではありません」との総理大臣談話を発表した（p.18）。

そして2022年3月、厚労省は「黒い雨に遭い、原告と同じような事情にあった者」で「11種類の障害を伴う疾病にかかっている」者のみを放射能影響被爆者とするとした（P.227）。

2023年3月時点では広島で4696名が被爆者手帳交付を申請し、3763名が黒い雨被爆者と認定されたが、疾病が確認できないと却下された人も多い。しかも長崎の「被爆体験者」にはこのような適用すらなされていない。だが疾病の有無を認定の要件にすることを高裁判決は明確に否定している。

広島県と国は「原告以外の黒い雨体験者には高裁判決の効力は及ばない」と主張する。それに対し田村和之広島大学名誉教授は「『黒い雨』訴訟のような行政訴訟は、法治国家原理の内実をなす『法律による行政の原理』の実効性を保障するものである。判決を尊重しなければ法治国家は成り立たない。厚労省、広島県・市の態度は**法治国家原理を否定するもの**」と批判する（P.228）。

問うべきは人の苦しみに寄り添わない国や科学者のあり方である。その中で科学者としての倫理を貫き、100歳になられた今も奮闘する増田氏の姿勢に学びたい。

10月16~19日、東京ビッグサイトで6年ぶりに「国際航空宇宙展」という名の武器見本市開催。

イスラエル最大の軍需企業エルビット・システムズや英BAEシステムズなどの巨大軍需企業（核兵器製造企業）も出展。フランスですら、6月にパリで開催された国際武器見本市「ユーロサトリ」で、イスラエル企業の出展を禁止した。戦争を放棄した憲法9条と世界の人々の平和的生存権を守ると誓った憲法前文を持つ日本で、まさに今、大虐殺に武器を供給中のイスラエルなどの「死の商人」に商機を与える武器見本市を開催することは許されない。（杉原浩司）

<参考>2024国際航空宇宙展ウェブサイト（主催 日本航空宇宙工業会他）

<https://www.japan aerospace.jp/jp/index.html>

仮政府、近く開催の兵器見本市でイスラエル排除 ガザ情勢受け（6月13日、CNN）

<https://www.cnn.co.jp/world/35220105.html>

軍学共同反対連絡会

共同代表：池内了・野田隆三郎・大野義一朗

軍学共同反対連絡会ホームページ <http://no-military-research.jp/>

軍学共同反対連絡会事務局

▶事務局へのメールは下記へ 件名に【軍学共同反対連絡会】と明記してください。

小寺（pokojpeace@gmail.com） 赤井（ja86311akai@gmail.com）